

島本町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (7) ウィルス感染等について、万全なセキュリティ対策が行われていないもの
- (8) 掲載内容が事実と異なるもののほか、町長が適当でないと認めたもの

2 前項の規定は、町ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）がバナー広告からのリンク先として指定したホームページの内容についても適用する。

(広告掲載の申込み等)

第3条 申込者は、島本町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第4条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、次条に規定する審査委員会を開催し、広告掲載の適否を決定し、島本町ホームページ広告掲載申込に係る審査結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。ただし、申請の日から遡り、過去1年

以内に掲載した広告と内容を同じくする広告の申込みについては、書面審査をもって審査委員会にかえることができる。

(審査委員会)

第5条 広告掲載の適否を審査するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、人権推進課、総務課、環境・産業課、政策推進課及び自治・防災課の長で組織する。
- 3 委員長は、自治・防災課長とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じ関係課長を出席させることができる。

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、別表で定めるページとし、当該ページ内での掲載位置及び掲載位置の変更は、町が決定するものとする。

- 2 掲載できる広告数（以下「掲載可能件数」という。）を超える申込みがあったときは、町内に事業所を有する申込者を優先する。なお、その場合においても掲載可能件数を超えるときは抽選とする。

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

- 2 広告原稿を作成するに当たっては、広告主は広告のデザインに関して事前に町と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第8条 広告規格は、別表に定めるとおりとする。

- 2 ホームページへ掲載するバナー広告は、JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ（以下、「ウェブコンテンツ JIS」という。）の規定に配慮しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を高速で点滅させることはできない（部

分的なものを含む。)

4 前各号に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第9条 広告の掲載期間は、1月単位とし、12月を上限として複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を始め、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中に、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間について、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町が発行する納付書により、広告掲載日から起算して30日以内に、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに起因しない都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが事前に連絡がなく閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページの内容が広告掲載申込時から変更され、第2条各号の規定に該当する状態に至っていると判断したとき。

(3) その他広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により当該広告主の広告を掲載することが不相当であると町長が判断したとき。

(損害賠償請求)

第14条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義の決定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

別表

広告掲載ページ	広告種別	広告掲載料	サイズ・容量	ファイル形式	注記
トップページ	バナーボタン (ラージ)	月額 9,000円	縦70ピクセル 横180ピクセル 9キロバイト以内	GIF JPEG	・GIFアニメは2画面までとし、切り替えの間隔は2秒以上とする。コントラストの強い画面の反転は避ける。 ・画像内には、広告内容事業主の社名、サービス名(又はこれに準じるものを含む。)のいずれかの明記がされていること。
	バナーボタン (スモール)	月額 5,000円	縦50ピクセル 横150ピクセル 6キロバイト以内		